HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日本の社交ダンスにおける上演作品化に関する舞踊人類学的研究［論文内容及び審査の要旨］
Author(s)	井上, 淳生
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第12341号
Issue Date	2016-06-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62468
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Atsuki_Inoue_abstract.pdf, 論文内容の要旨

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文学）　　氏名：　井　上　淳　生

学位論文題名

日本の社交ダンスにおける上演作品化に関する舞踊人類学的研究

本論文は、明治初期にイギリスを経由してもたらされた日本の社交ダンスを事例に、特定の舞踊が異文化に移植されたときに生じるさまざまな変化を検証し、日本では蓄積の少ない舞踊人類学の分野で民族誌的および理論的貢献を目指したものである。

序論では、本論文が依拠するアンドリー・ナハチェフスキーの「参加／提示」という理論的枠組みに、より提示性の強い「上演作品」概念を付け加えることの意義を中心に述べた。現在の日本の社交ダンスは、単に「見せる」というだけではなく、金銭的投資や体系的な訓練に裏付けられた「上演を目的とした作品」としての側面が強い。そのため、「上演作品」という「提示」の度合いを一段高めた概念からの分析が必要とされるのである。

第 1 章「ダンスと人類学」では、人類学者によるダンス研究の取り組みを検討し、それを踏まえて舞踊の上演作品化を取り上げる意義について論じた。英米において舞踊人類学は周辺的ながら確固とした地位を築いている。しかし、日本ではこれまでほとんど注目されてこなかった。それゆえ、舞踊人類学の蓄積と近年の動向を整理しておくことが、本論文の基礎作業となるのである。

続く第 2 章、第 3 章では、先人達がなぜ日本に社交ダンスをとり入れようとしたのか、その際に生じた規制の問題とどのように折り合いがつけられてきたのか、そして、それらの取り組みが現在にどのように引き継がれているのかという問題を扱った。

第 2 章「日本における社交ダンスの受容」では、近代日本の道徳規範や第二次世界大戦後の法規制を背景に、「正しい社交ダンス」がどのように整備されてきたのかを検証した。男女の身体が密着する「異文化」としての社交ダンスは、当初「すり合わせ」の試み（「日本式社交ダンス」の発案など）がなされたが、その後は「不健全、不道徳」とみなされるようになった。そうした風潮に対抗して「正しさ」が関係者によって強調され、今日では「スポーツ」および「上演作品」として提示されている。社交ダンスは、もはやかつてのような「いかがわしい」ものではなく、公の場で堂々と披露される「作品」に変化したのである。

第 3 章「ダンスと規制」では、舞踊の上演作品化をもたらした要因として法規制に注目し、ダンスと規制の関係について検討した。この作業を通じて明らかになったのは、規制という外的条件に対する抵抗とその裏腹の公認化への欲求が、業界団体や愛好家をして取締り当局と「交渉」させ、両者の相互行為の結果「正しい／正しくない」という基準が生み出されたという経緯である。さらに、その基準によってさまざまな踊り方が序列化され、究極的に「正しい社交ダンス」が整備されたのである。

第 4 章「イギリスにおける社交ダンスの整備」では、標準化の背景、上演作品型の実践、上演作品型以外の踊り方（＝参加的社交ダンス）などについて、ロンドンの歴史的ボールルームでの調査に基づいて検討した。日本で「社交ダンス」として知られる舞踊を生んだイギリスは、20 世紀前半にヨーロッパや南北アメリカ大陸から持ち込まれた「生の」踊りを「加工」して、全世界に「輸出」した。整えられた「商品」としての社交ダンスは、細かく規定された技術体系を基盤に、いつでも誰でも「正しく」踊るためのマニュアルとしてまとめられた。日本は世界的にも早い時期からそれらを取り入れ、現在でも日英の結びつきは強い。イギリスでは標準化される以前の参加型社交ダンスも健在であるため、本章ではその現場への参与に基づいた民族誌的記録を作成した。当地では「上演／参加」の区分は関係者の間で認識されているものの、一般の愛好家の間では同等のものとして並置されており、前者が後者の優位に立つ日本とは対照的であった。

第 5 章「社交の固定化と商業化」では、男女のパートナー関係の構築について論じた。具体的には、日本における社交ダンス教室とダンスホールを取り上げ、そこに見られる社交の固定化（作品制作に向かうパートナー関係の構築）と商業化（金銭を介したパートナー関係の構築）について考察した。人々がダンス教室やダンスホールに通う理由や動機はさまざまだが、彼らは次第に上演作品の制作過程に取り込まれていく。そして、生徒となった顧客は担当教師「仕様」の身体運用を身につけていく。しかし、特定の教師との訓練によって身につけた身体運用が強固になるにつれ、不特定多数の人々とその場の状況に合わせて踊るということが困難になる。互いに「耳をすませて」会話をするように踊るという、おそらくもっとも根源的な踊り方は、訓練を積んだ熟練者の領域でしか実現できないものとなってしまったのである。

第 6 章「音楽と踊りの分離」では、上演作品化の過程で音楽と踊りが分離した事実を、上演作品化に違和感を抱く一部の愛好家の実践を素材に考察した。現在主流になっている社交ダンスでは「曲を取る」ということが「曲をカウントに変換する」こととほぼ同義でとらえられており、そのことが大量生産的な踊りのあり方を普及させる一因となっている。この状況に対して、かつて社交ダンスの場で演奏していた演奏家達が、「あきらめ」に似た感想を持っており、踊り手にとっての音源が、ますます人間から遠ざかり、「固定化された音楽」としての機械に代替されている傾向にある。「作品」の制作にとって、どのようなテンポで、どのような曲調で、どのような強さで演奏されるかがその場にならないとわからない生演奏よりも、常に均等なテンポを守り、カウントに変換しやすく、いつでも同じ質の音楽を再現する CD の方が、現在の踊り手には好まれるのである。

第 7 章「カップル空間の共同性」では、一対の男女が身体を接触させながら踊る社交ダンスに付きものの「性」について取り上げた。とりわけ、社交ダンスが上演作品化される際に、「性」の領域が踊り手の間でどのように調停されているかを、「無縁化」という概念を補助線に検討した。そのことを通じて、かつては「不健全」な男女関係とみなされた社交ダンスが、現在は「健全」な姿に生まれ変わったことが明らかになった。参加型の社交ダンスの場では、男女間の「性」的関心は踊り手の間に自然と生じうるが、現在の上演作品にはそのような関心や意識はないとされている。そうした主張の背景には、西洋に比べて男女間の身体接触が公的な場で少ない日本では、社交ダンスを「不健全」な事態に至らないように整備する必要があり、それが「正しい社交ダンス」を生んだという事情がある。換言すれば、社交ダンスはスポーツであり、一種の芸術作品であると主張することによって、男女間の身体接触が孕む「不健全さ」を払拭し、日本における居場所を確保してきたのだ。本章で明らかにしたのは、無縁化の作用によって「性」への回路が遮断されているという状況であった。

第 8 章「結論」では、本論文の舞踊人類学における民族誌的・理論的貢献を明確にするとともに、本論文で展開した議論が人類学一般にもつ意義について論じた。本論文で取り上げた「上演作品」としてのダンスとは、体系的な訓練に基づき、金銭を介した作品として、特定の場面で披露されることを主たる目的に行われるダンスのことであった。日本の社交ダンスがたどってきた道は、これまでの舞踊人類学が扱ってきたような、伝統舞踊の「保存」を目的とした舞踊の固定化ではなく、対価を得て（あるいは料金を支払って）披露する作品、すなわち、上演作品として規定されていく過程なのである。